

旧陸海軍 軍人・軍属にかかる恩給法のしくみ

わが国の恩給制度は、明治8年に傷痍軍人及び軍人の遺族を扶助する制度として発足し、その後、大正12年には、軍人、官吏、教員、巡査等の各種恩給制度をまとめて、現在の恩給法が制定されました。

昭和21年に軍人恩給は廃止されましたが、昭和28年8月に復活しました。

恩給には、本人に対する給付として、普通恩給、一時恩給（退職給付）及び傷病恩給（障害給付）があり、また、遺族に対する給付として、普通扶助料や公務扶助料等があります。

なお、現在では、各共済組合法の施行により恩給公務員の大部分が共済組合に移行したことから、恩給法の適用を受ける者は、軍人及びその遺族が主になっています。

○ 平成18年4月から、恩給受給権調査がなくなりました。

区分	恩給法		支給事由	(参考) 援護法	
	対象者	給付の種類		対象者	給付の種類
障害給付	本人 (軍人 文官)	増加恩給 傷病年金 障害賜金 特例傷病恩給	公務傷病 勤務関連傷病	本人 (軍人 軍属 準軍属)	障害年金 障害一時金 (款症者の選択による)
遺族給付	遺族	公務扶助料 特例扶助料 増加非公死扶助料 傷病者遺族特別年金	公務死亡 勤務関連死亡 平病死亡 併発死亡	遺族	遺族年金 (軍人軍属の遺族) 遺族給与金 (準軍属の遺族)
年功給付	本人 遺族	普通恩給 一時恩給 普通扶助料 一時扶助料	一定年数以上在職して退職した場合支給される年金等	———	———